

<政令概要>

○ 改正の概要

1. 確定給付企業年金法施行令（平成 13 年政令第 424 号）の一部改正（第 3 条関係）

- ・障害基礎年金と老齢厚生年金の併給が可能になること等（参考参照）に伴い、施行日前に厚生年金基金が代行返上して移行した確定給付企業年金から障害基礎年金の受給権者に支給される老齢給付金については、代行相当部分の額を含まないものとした。

2. 国民年金基金令（平成 2 年政令第 304 号）の一部改正（第 5 条関係）

- ・国民年金法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 104 号）第 2 条の規定による改正により、国民年金法第 128 条を改正。これにより、国民年金基金は効率的な加入促進を進めるため、加入申出の受理に係る業務（以下「申出受理業務」という。）を金融機関等に委託できることとなり、申出受理業務の委託に係る基本的な枠組みが整備されたところである。
- ・一方、現在の業務委託に係る指定要件（国民年金基金令第 20 条第 1 項）は、数理業務を行うことを前提として定められている。そこで、効率的な加入促進を図るため、申出受理業務のみの委託を行う場合に委託の仕組みを利用しやすいものとするよう、基金の業務委託に係る指定要件について次のとおり見直したもの。

- ① 申出受理業務のみを受託する場合には、年金数理人に係る要件は必要とせず、事務処理体制の整備と十分な資本を有することを要件とした（第 20 条第 2 項の追加）。
- ② さらに、金融機関に申出受理業務のみを委託する場合については、金融機関は業法規制の対象となっており、各業法に基づく規制及び監督により適切な運営が確保されていること等から、指定を不要とした（第 20 条第 2 項本文における指定が不要な法人に追加）。

○ 施行期日

平成 18 年 4 月 1 日

～参考～

◎国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）の平成18年4月実施分【障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給】の内容

改正前の制度では、1階部分の基礎年金と2階部分の厚生年金は、基本的に同一支給事由のものだけ併給できる仕組みであったため、障害基礎年金と老齢厚生年金とは併給できないこととなっていた。

このため、障害基礎年金の受給権者にとっては、障害を有しながら長期間就労して自ら保険料を納付したことが年金給付に反映されにくい仕組みとなっていた。

注）障害基礎年金の額は納付期間に関係なく満額が支給され、障害等級1級の場合は満額の1.25倍の額が支給されるが、老齢基礎年金は保険料納付又は保険料免除期間に応じた額で支給されること、また、厚生年金の適用事業所で就労できたとしてもその期間が短いこと等から厚生年金と併せても障害基礎年金の額のほうが高いケースが多く発生。

今日では、障害を有していてもできる限り能力を発揮し、就労できる環境整備に向けた取組みが進められている。年金制度としても、こうしたことに対応して、障害者の就労について年金制度上も評価し、地域での自立した生活を可能とするための経済的基盤を強化する観点から、障害基礎年金と老齢厚生年金の併給ができる仕組みとした。

また、遺族厚生年金と障害基礎年金の併給についても、老齢厚生年金を受給している夫が死亡した場合、当該障害者は障害基礎年金のみで自らの生計を維持することとなり、従前の生活レベルから大幅な減退が予想され、所得保障という点においては不十分な面があること等から併給を可能とした。

なお、障害基礎年金と老齢厚生年金との併給が可能となることに伴って、子のある受給権者については、障害基礎年金の子の加算額（国民年金法第33条の2①）と老齢厚生年金の子に対する加給年金額とが二重に支給されることになるため、障害基礎年金と老齢厚生年金との併給を選択した場合には、障害基礎年金の子の加算額がある場合、老齢厚生年金の子に対する加給年金額は支給停止されることになる（改正後の厚生年金保険法第44条第1項ただし書）。

※障害基礎年金と老齢厚生年金、障害基礎年金と遺族厚生年金が併給可能となるのは65歳以降。

厚生年金 国民年金	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
老齢基礎年金	○	×	○
障害基礎年金	◎	○	◎
遺族基礎年金	×	×	○

注）○は改正前の制度においても併給が可能であった組合せ。

◎は今回の見直しによって併給が可能となったもの。

×は併給できないもの。